

## 平成30年度 文京区障害者就労支援センター事業計画

平成30年度は精神障害者の雇用率義務化に伴う雇用率2.2パーセントへの変更と、総合支援法における就労系事業の改正や文京区の新しい障害者計画のスタートの年度にも当たります。さらに、新規登録者の増加とそれに伴う定着支援件数の増加、企業の障害者雇用の更なる高まりなどに対応しながら、地域の障害者就労支援の拠点としての役割を果たしてきます。

### 運営計画

【平成30年度の就労支援センター業務における重点項目】

#### ①精神障害者雇用義務化に伴う精神障害者就労支援及び企業支援の対応強化（継続）

平成30年4月より精神障害者の雇用が義務化され、法定雇用率が2.2%になるが、精神障害のある方の雇用の機会が増えることに伴い、精神障害のある方の就労支援及び企業への支援の対応力を強化する。

#### ②医療と就労支援の連携

精神障害のある方の職業生活を支える上で医療との連携が不可欠になっている。就労支援のプロセスにおいて医療機関と連携し、本人が働くことと治療を両立し、その人らしい職業生活を送ることができるように支援をしていく。

#### ③定着支援事業等新サービスとの連携

平成30年4月より新設された就労定着支援事業と、当センターが実施する定着支援との連携のあり方の検討を行う。特に同サービス終了後に就労支援センターに円滑な移行が行われるような仕組み作りを考えていく必要がある。

#### ④地域の中小企業雇用促進（継続）

大企業に比べ中小企業の雇用促進は遅れており、地域の中小企業の雇用促進を支援していく。中小企業向けの障害のある人の職場体験制度の周知や地域の中小零細企業への働きかけを行う。重点項目2年目としての継続的な取り組みに向けての検討を行う。

### 各事業内容

#### 1. 就労支援

就労支援では地域の就労・生活関連機関と連携し、障害のある方の生涯に亘るキャリア支援の視点に立って、本人主体の質の高い就労支援を提供する。また、就労した人の定着支援では、職場環境調整、職場の変化に伴う支援やキャリアに関する悩みなど、雇用継続に向けた対象者・職場への有効な定着支援を行う。

[主な業務]

職業相談、就職活動の支援、職業訓練、職業ガイダンス、職業検査、キャリアカウンセリング  
会社見学、職場実習、企業内支援、定着支援、課題がある場合の随時支援、離職の支援、各種雇用関連の事務支援

(事業実施のポイント)

**医療との連携**

就労支援における医療との連携のあり方を検討。主治医意見書に関する工夫。

**アセスメントの検討・導入**

時代の変化、働き方の変化に対応したインテーク・アセスメントを導入する。一人ひとりの自己理解や配慮の把握と、一人ひとりが主体的に意思決定しキャリアを形成していくことを重視する。

**区役所インターンシップの整備**

福祉から雇用の流れの仕組みとして整備。簡易マニュアルの作成、振り返りシートの導入、連絡会議（年1回）、インターンシップ通信（年1回）、自立支援協議会への報告等。

**定着支援事業との連携のあり方**

平成30年度からスタートした就労定着支援事業との連携のあり方の検討、検討に資する情報収集、地域の定着支援事業所との意見交換。

## 2. 生活支援

働く障害のある方の生活に関する様々な課題を地域の関係機関と連携し支援する。近年、「仕事」と「個人」との関係の変化、8050問題、人生100年時代など職業生活そのものの大きな変化の時期を迎えている。問題解決的な発想でなく、本人主体のその人らしいライフキャリアの実現、生活の質を伴う職業生活の支援を目指す。

また、基幹相談支援センターや保健師、地域の関係機関と連携し、生活課題のある方を地域全体で支えていく。

[主な業務]

日常生活支援(出勤準備、通勤生活リズムの調整等)

不安や悩みの解消(対人関係相談、福祉サービス利用援助等)

豊かな社会生活を築くための支援(余暇の過ごし方、金銭の使い方等)

将来設計相談(自活、結婚、出産、等自己選択・自己決定に関する相談)

定年退職や高齢による退職後の地域生活についての相談

(事業実施のポイント)

**関係機関との連携強化とコーディネート力向上**

地域全体で職業生活を支える仕組みの構築が必要であり、区内の福祉・保健・医療・教育・区民生活関係機関と連携するソーシャルワークの機能を強化。また連携と地域への働きかけにより地域の支援の力を引き出す。

**定年や加齢に伴う退職後の地域生活移行**

定年退職や加齢により企業就労の継続が難しい方への退職後の地域生活への移行支援が必要。退職は職業人としての最大のライフイベントでもあり丁寧なサポートの方法を確立する。

## 3. 企業支援

障害者雇用が進む中で企業支援の必要性が高まっている。特に、精神障害のある人や発達障害のある人の採用や雇用管理は、企業への適切な情報提供とサポートが職場定着に大きく影響する。地域の障害者就労支援の拠点として登録者が就労する企業及び区内企業へのサポートを行う。また、中小企業の障害者雇用促進への支援には重点事業2年目として評価と課題を抽出し次年度以降の取り組みにつなげる。

[主な業務]

企業へのアドバイス・助言、商工会議所との連携(パンフレット配布、講演会、相談会等)  
障害者雇用促進セミナー(ハローワークと共催)、優良企業表彰、助成制度の見直し

(事業実施のポイント)

中小企業の障害者雇用促進への重点的な取り組み

区内中小企業の障害者雇用の課題を把握し、2年間の集中的な雇用促進への働きかけを行う2年目。①商工会議所文京支部・経済課・中小企業同友会等地域の中小企業関係団体との連携②地域の福祉作業所と企業への助成制度を組み合わせた中小企業の雇用体験の機会③ハローワーク・東京都・しごと財団との協働④広報活動など組み合わせ効果を上げる。

#### 4. 事業所ネットワーク

地域の就労関係機関がネットワークを形成し、障害のある人の「働く」を地域全体で支えていく仕組み作りを行う。これは将来に向けた、就労支援の充実した地域づくりと地域の人材育成の場でもある。地域の就労支援者が交流し問題意識を共有する場づくりや日常的な関わりの中でネットワークづくりを行う。

[主な業務]

事業所ネットワーク①企業就労(就労支援者研修会)②福祉就労(じよぶ〜る文京(共同受注ネットワーク))

文の京ハートフル工房(自主製品販売会)の事務局

(事業実施のポイント)

事業所ネットワーク

企業就労(就労支援者研修会)4回…区内の就労支援関係機関を対象にした、企業就労支援に関する研修会の実施。地域の就労支援人材育成とネットワーク作りの場とする。企業関係者等の参加も呼びかけ裾野を広げていく。

文の京ハートフル工房と連絡会

毎月1回のハートフル工房販売会の実施、賑わいの維持継続に取り組む。出店事業所の主体性をさらに引き出して事務局の業務を後方支援の関わりにしていく。連絡会は区内雑貨店「百水」に運営(6回)。

#### 5. 余暇支援

職業生活において余暇活動は職業生活の質とも関係する。また、安定した職業生活を続けるためのストレス対処行動として支援において日頃から重視する。アセスメントや相談の中での余暇の状況の聴き取りを行う。余暇活動の情報提供などを行う。

[おもな業務]

たまり場、生活講座

(事業実施のポイント)

たまり場事業

企業で働く障害のある方の月1回の食事会をレストランじゅびあんの協力のもとで余暇活動の場の

提供を行う。少しずつ当事者のエンパワメントを引き出し、自ら主体的に参加し楽しめる雰囲気づくりに取り組む。

#### 生活講座

主に企業就労をする知的障害のある方を対象に、自分らしい職業生活について学び考える生涯学習の場として企画する。毎月1回、土曜日に開催する。

### 6. 文京区障害者地域自立支援協議会就労専門部会

文京区障害者地域自立支援協議会就労専門部会の事務局として同会を企画運営する。開催は年3回と事務局会議3回、及び親会への報告、資料作り、議事運営、議事録作成等を行う。

(事業実施のポイント)

#### 協議会の持ち方

会議の活性化を図るため会議の持ち方をグループワーク形式に変更し、話し合う内応についても各委員から出された関心事を全体で考える場とする。

### 7. 広報活動

文京区障害者就労支援センターの存在を知っていただくために計画的な広報活動を行う。広報活動を通して、「障害のある人が働くこと」が当たり前の地域を目指して地域の人々に向けての普及啓発に取り組む。広報活動の目的は以下の視点が重要であり、中長期的な取り組みでもある。

- ・区民（地域全体）が障害のある人が「働く」ことを知ることで、地域全体のサポート力（地域力）を引き出すこと。
- ・障害のある方が就労支援や障害者雇用を知ること、職業へのアクセスが身近になる。

パンフレットの配布（区関連施設に随時）

文の京ハートフル工房関連のチラシ（区関連施設に随時）

ホームページの活用について検討

季刊紙『文京区障害者就労支援センター通信』の発行（年4回）

就労支援講演会の実施（年1回）

以 上